

広島県公安委員会告示第 20 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。)第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 25 年 3 月 21 日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
3S0087	告示の日 (平成 25 年 3 月 21 日)か ら 3 年間	回胴式遊 技機	まじかるすいーと プリズム・ナナ SF	D A X E L 株式会社 代表取締役 石井 敏行 (愛知県名古屋市中村区那 古野一丁目 43 番 5 号)	左同